

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第20回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年4月27日（火） 14:30～14:55

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、関口 博正、

長田 三紀（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）淵江 淳（事業政策課長）、田原 康生（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、山田 和晴（番号企画室長）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

答申事項

事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）について【諮問第3021号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2人の合計8名中7名の方が出席されていると思います。定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件ということでございます。

○根岸部会長　諮問第3021号、事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）につきまして審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、2月22日開催のこの部会におきまして審議を行い、この部会への諮問を要する事項と諮問を要しない事項、双方が含まれておりましたので、総務省が本件改正案全体につきまして意見招請を実施することといたしまして、3月24日までの間、意見募集を行い、その後寄せられました意見を踏まえまして、電気通信番号委員会で調査・検討をいただきました。

本日は、電気通信番号委員会の主査の酒井委員より、委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。では、よろしく申し上げます。

○酒井部会長代理　重要通信の義務化に関する事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正、これが課題でございますが、これにつきまして、4月15日に電気通信番号委員会を開催し、調査・検討を行いました。検討の結果、資料20-1の1ページに報告書がございますが、重要通信のうち緊急通報は、国民の生命、財産等の保護の観点から重要であることから、本件に関して総務省に対して、そこがございます3点の項目について要望すると、そういう形にしたところでございます。

報告書の詳細につきましては、総務省から説明、お願いいたします。

○川村電気通信技術システム課企画官　それでは、お手元の資料20-1に基づきましてご説明させていただきます。

2ページ目をごらんください。事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等、重要通信の義務化に関する制度改正に寄せられた意見及びそれに対する考え方でございます。本件につきましては、合計2件の意見提出がございました。

まず、整理番号1番のご意見でございます。「今回の事業用電気通信設備規則等の一部改正は、「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」の報告書の方針に従い、国民生活に最も浸透したサービスである0AB-J番号を使用する電話および1億の加入者を超える携帯電話とPHSに関して緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化することであり、安心・安全な社会の確保という観点から改正することに賛同します」とございます。

それに対する考え方といたしまして、「今回の改正省令案等に賛同されるご意見として承ります」としております。

次の3ページ目に参ります。3ページ目をごらんください。整理番号2番のご意見でございます。「当社では、2008年3月の音声サービス開始以前から継続して、緊急機関との接続に向けた積極的な取り組みを実施しておりますが、接続のためには各地の緊急機関と個々に手続きを行う必要があり、個別の緊急機関の事情によっては、接続の実現が困難となっている場合もあります。従いまして」、義務化の例外となる「総務大臣が特に認める場合」につきましても、携帯電話事業者と緊急通報機関との間で接続に関する協議が整っていない場合のように、携帯電話事業者として接続の意思があるにも拘らず接続が実現できない場合も該当するものとして取扱い頂きたいと考えます。また、全ての緊急機関との接続の実現にあたっては、監督官庁からの実効的なサポートを期待いたします」とございます。

これに対する考え方といたしまして、「今回の電気通信番号規則の改正案によって、携帯電話事業者は当該利用者に対し、緊急通報を提供することが原則義務化されます。しかしながら、一部地域の機関への緊急通報の提供が遅れているものの、その解消に向けて継続的な取り組みが行われている場合には、必要な期間に限り、改正番号規則別表第二の7の3ただし書きを適用し、「総務大臣が特に認める場合」に該当すると解することが適当であると考えます。

なお、緊急通報に係る制限がある場合には、電気通信事業者及びその代理店等は、電気通信事業法第26条により、その内容を提供条件の概要として契約前に説明する義務があります」としております。

戻りまして1ページをごらんいただきたいと思います。以上のご意見、また4月15日の電気通信番号委員会におけるご議論等を踏まえまして、同委員会の報告書の具体的な内容でございます。

まず、1といたしまして、「本件、事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」。

2といたしまして、「なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであるが、緊急通報の提供は、国民の生命、財産等の保護の観点から重要であることにかんがみ、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する」とございまして、

「(1) 電気通信事業者における緊急通報の取扱状況を取りまとめ、その結果をウェブサイトに掲載する等の方法により、利用者に対して周知すること。

(2) 電気通信事業者自らが直接緊急通報受理機関との接続ができない場合には、他の電気通信事業者のネットワークを活用する等により緊急通報の提供が可能となるよう、必要な技術的及び制度的措置について検討すること。

(3) 緊急通報の提供に制限のある電気通信事業者に対しては、必要な措置が講じられるまでの間、緊急通報が提供できない地域、サービス等について、利用者への周知を徹底することを要請すること。

また、緊急通報が提供できない地域等において、緊急通報の発信があった場合には、発信者に対し、緊急通報の提供ができない旨及び可能な代替手段について、音声ガイダンスにより告知することを当該電気通信事業者に対して要請すること。」

とされております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今ここに総務省に対して要望するというのが3つありますけれども、これにつきましては、その後というか、これがもし認められましたら、その後どう検討なさるかというか、そういう予定というのはございますでしょうか。

○川村電気通信技術システム課企画官　(1)につきましては、総務省のウェブサイトに緊急通報に関するページがございますので、そこにその取扱状況について掲載するなどの措置を考えていきたいと考えております。

2点目につきましては、これは委員会でご意見があったことですので、技術的に可能

かどうか等々について検討していきたいと考えております。

それから、3点目でございますが、これは事業者の取り組みということでございまして、現在、緊急通報の取り扱いができない地域においては、取り扱いできませんということしか音声ガイダンスで告知されていないようですので、もう少し丁寧な告知の工夫を考えていただきたいと考えております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

○國井委員　今の緊急通報が提供できない地域はどの程度あるのですか。

○川村電気通信技術システム課企画官　具体的には消防機関「119番」に関してでございますけれども、今、市町村単位で消防本部がございまして、大体800ぐらい消防本部があって、そのうちの100ぐらい提供できない地域があると聞いております。

○國井委員　わかりました。

○酒井部会長代理　今のは、イー・モバイルが提供できない地域という意味ですね。

○川村電気通信技術システム課企画官　はい、もちろん。済みません。

○酒井部会長代理　ですから、数からすると、そう言っちゃ申しわけないけれども、かなり少ないとは思いますが。

○國井委員　わかりました。

○根岸部会長　どうぞ。

○長田委員　数は少ないと思いますが、例えばこの総務省のある霞ヶ関では「119番」にかけられるのですよね、イー・モバイルで。その人がどこかへ出かけた先でかからないということになると、かなり驚くし、緊急で火事や何かけがという場合に、非常にパニックにも陥ると思いますので、ユーザーへの情報提供は、全ユーザーに対して丁寧にやっていたかなければいけないなと思いますので、ぜひそこは総務省も注視していただきたいと思います。

○根岸部会長　よろしく申し上げます。

どうぞ。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○長田委員　これが諮問でかかりましたときのご説明では、たしか何か海外のシステムをそのまま入れていたのでかからなかったというような説明だった、そういうケースがあったのでこれを義務化するという、私の漠とした印象ではそういうふうに思っていた

のですが、イー・モバイルの携帯で、ある地域、「119番」がかからないということは、総務省は承知していらしたのでしょうか。

○田原電気通信技術システム課長 海外の端末に関しては、先月の諮問案件でございます。端末の設備規則でございます。あちらも緊急通報で、海外の端末が入ってきてかからなかったケースがあるので、機能として義務化していきますということでございます。

こちらについては、従来からイー・モバイルが、消防への接続等、取り組んでいるのですけれども、まだ残っており、そこはしっかりやっていただくということの上で、一部、現時点では例外というのがありますけれども、その中で緊急通報をつないでいただくということを義務化していくということでございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この諮問第3021号につきまして、これは先ほどの報告書と同じ内容のものが4ページに答申書(案)というのがございます。この案をとりまして、この4ページの記載のとおりの答申をいたしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

今日はこの審議で終了ということでございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。どうぞ。

○長田委員 今年の3月31日でソフトバンクの第2世代の携帯電話のサービスが終了したと思います。その前後、スムーズに終了することができたのかどうか、そのあたり総務省が何か調査なりウオッチをしておられましたら、そのことを教えていただきたいのですが。

○根岸部会長 可能ですか。では、どうぞ。

○淵江事業政策課長 今年の3月31日、午前2時をもちましてソフトバンクの携帯のサービスが終了しました。総務省としましても、ソフトバンクが一生懸命切りかえの促進をしていたわけですけれども、切りかえがスムーズにいったかどうかというのは、お客様に迷惑がかかることですので大変心配し、総務省としても、ソフトバンクからその切りかえ状況について報告を受けて把握をしておりました。おかげさまで、相当程度は3月で進んだと考えてございます。総務省にも大きな苦情等はなかったと認識してござ

いますが、サービスが途絶えてしまった利用者の方もいらっしゃるようで、事業者の方については、改めて申し込むことによって、同じ電話番号と同じメールアドレスをそのまま継続してできるようなサービスを9月までだと思いますが、実施するようになっておりますので、一応お客様に対して大きな混乱はなかったのではないかなと思ってございます。

○長田委員　この後また別の会社で第2世代の終了が控えていると思います。今回のソフトバンクの場合、そんなに数は多くはないですけれども、例えば、プリペイドでのチャージが、ソフトバンクさんでは3月31日までに切りかえをずっと呼びかけておられたけれども、それをしないまま4月を迎えて、プリペイドのチャージが消えてしまったということでの相談も、ほんとうにわずかですけれども、入っているようです。どれだけ情報提供しても、し尽くしてもなかなか全員に伝わって行動してもらうのが難しいというのがやっぱり現状だと思いますので、4月に入ったところで少し幅広に継続期間を置くとかというような、できるだけユーザーの立場に立った対応をしてもらえるといいなと私は考えております。いろいろ参考に、今後の第2世代の終了に大きなトラブルがないように取り組んでいただきたいと思います。

○根岸部会長　どうぞ。

○淵江事業政策課長　今回の事案も参考に、これから周波数の変更とかいろいろございますので、お客様にトラブルがないように総務省としても十分な注意を払っていきたいというふうに思います。

○根岸部会長　よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

事務局からございますか。ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。

次回につきましては、また別途確定になり次第、事務局より連絡いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会